

# 国家公務員制度改革基本法案

■

## 主張

新聞全教

## 解説

いま開かれている通常国会で、国家公務員制度改革基本法案が審議されています。同法案は、公務員制度改革の基本理念、基本方針などを定めようとするものですが、3次にわたるILO勧告が求めている公務員労働組合など関係者との協議も行わずに

閣議決定し、国会に提出されたものであり、法案とりまとの手続きから重大な問題をほらんでいました。さらに法案は、公務員の労働基本権の取り扱いに関わっては、「協約締結権を付

とした昨年の専門調査会報告から大きく後退していると言わざるを得ません。また、同法案は、「内閣人事庁」の設置などを目玉にかかげていますが、実態は官民癒着を合法化し、企

遇の徹底を目的とした給与及び退職手当の見直し、定年年齢などについて、見直しの方向性を一方的に規定していることも極めて重大です。同法案をめぐって5月2

もつ問題点、不十分さについては、なんらかわりはありませぬ。法案は5月30日には衆議院を通過し、参議院に送られました。公平・効率的な公務運営を保障するためにも、国会での徹底審議を通じて法案の問題点が明らかにされ、広く国民的な議論が行われることが重要です。

## 労働基本権問題先のばしの制度改革案は容認できない

与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示してその理解を得ることが必要不可欠であることを勘案して検討としています。これでは労働協約締結権を付与する

業に奉仕する行政をつくらうとする内容をほらむなど、多くの見過ごすことができない問題があります。さらに、労働条件に直接・間接に関わる定員の配分、能力・実績に応じた処

7日、自民、公明両党と民主党は法案の修正で基本合意しました。しかし労働協約締結権の公務員への付与については「国民の理解のもとに措置する」との修正にとどまっております、法案の

同時に政府は、労働基本権の回復をはじめとする民主的な公務員制度改革の実現に向け、直接の当事者である国公労連や公務労組連絡会など関係者との交渉・協議の場を設定し、誠実に対応することが強く求められます。  
(全教書記次長 吉田正美)